

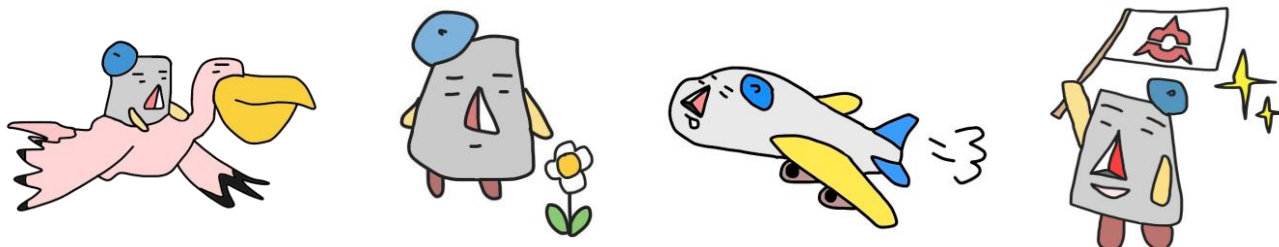


## 病児・病後児保育事業を 利用される方へ

病児・病後児保育事業は、以下のいずれにも当てはまる方が利用対象となります。

- 病気又は病気の回復期にあるため集団保育等が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合<sup>(※1)</sup>により家庭で保育を行うことが困難な乳幼児から小学6年生まで
  - 山口県内に住所を有する乳幼児から小学生6年生まで
- ※利用開始年齢(月齢)については各施設にお問い合わせください

※1 保護者の勤務等の都合とは…保護者の勤務の都合、保護者の傷病、事故、出産冠婚葬祭  
その他やむを得ない理由等



裏面に【病児・病後児保育料減免申請のお知らせ】があります⇒

# 病児・病後児保育料減免申請のお知らせ

宇部市民の方は、利用1回につき1,000円が減免されます。

利用時に住所がわかるもの(福祉医療費受給者証等)を提示してください。

※次の世帯に該当する場合は、利用1回につき1,500円まで減免を受けられます。

・生活保護世帯

利用時に生活保護費受給者証を提示してください。

・市民税又は所得税非課税世帯

うち1,000円は実施施設で減免します。残りの減免額については、宇部市こども政策課で減免の申請をしてください。<申請時期>利用後随時(翌年度4月10日まで)

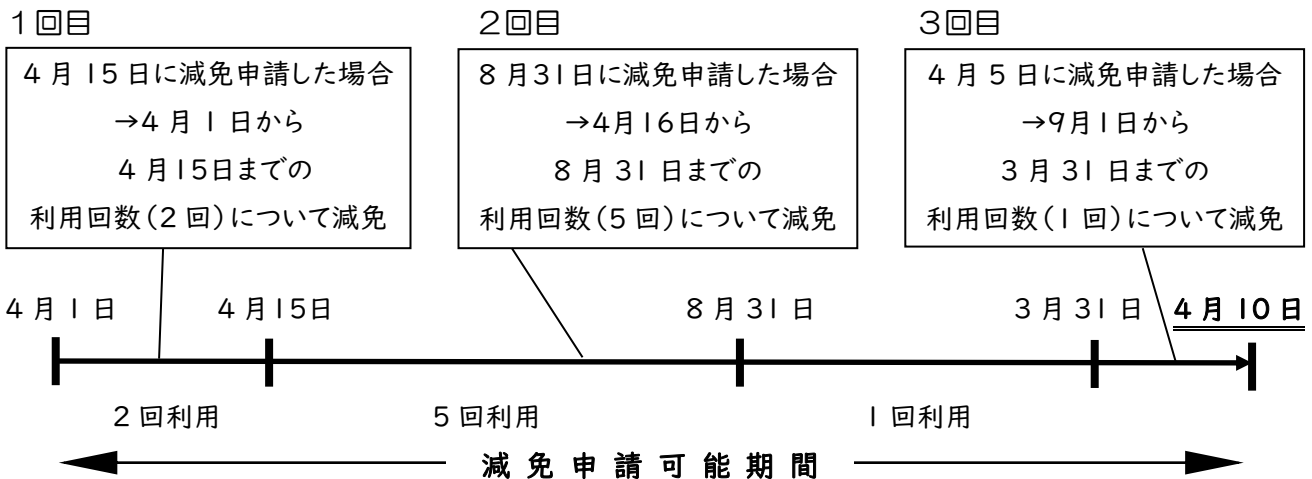
※ 県内他市町が実施する病児・病後児保育施設を利用する場合は、施設では減免できませんので、宇部市こども政策課で減免の申請をしてください。

<申請時期>利用後随時(翌年度4月10日まで)

宇部市こども政策課での申請に必要なもの 振込口座が分かるもの、利用施設から発行された領収書

- 提出書類
- ① 宇部市病児・病後児保育料減免申請書
  - ② 宇部市病児・病後児保育料助成金請求書
  - ③ 利用施設から発行された領収書

<宇部市こども政策課での減免申請の具体例>



※減免申請された日までの利用分を、申請書、請求書、領収書の提出により減免します。

※4月1日から3月31日までの利用についての減免は、翌年度の4月10日までに申請してください。  
(減免申請可能期間を過ぎた場合は対象外となります)

<お問い合わせ先>  
〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号  
宇部市こども政策課 手当・医療係  
(1階① 子ども・子育て窓口)  
TEL:0836-34-8332  
FAX:0836-22-6051